

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 8 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530687

研究課題名(和文)薬物政策における公衆衛生モデルと医療モデルの相克に関する社会学的研究

研究課題名(英文)Research on harm reduction and medical care in drug policies

研究代表者

佐藤 哲彦(SATO, Akihiko)

関西学院大学・社会学部・教授

研究者番号：20295116

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、薬物問題対策の世界的潮流であるハーム・リダクションが、公衆衛生モデルとして受け入れられる一方、そこに医療化が観察され、医療モデルのリバイバルが認められる現状を踏まえ、それら二つのモデルの比較を通して、薬物をめぐる社会問題の定義と対策の現代的傾向を明らかにすることを目的とした。研究の結果、公衆衛生モデルと医療モデルの相克はより広い施策とその文脈を支える機能を果たし、施策の維持とその普及を可能にしていること、モデルのある部分が環境に応じて交換可能であることが、ハーム・リダクションの利用可能性を保証し、多くの国で異なった観点での導入を可能にしていることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：Harm reduction has been one of the most influential measures for drug problems around the world today. It has been perceived and talked as a “public health approach” to drug problems. However some medicalized aspects of harm reduction and a sort of revival of “medical model” sometimes can be found in some activities today. The purpose of this research is to describe practices of these two models and compare of them in terms of how these models explain the problems and how these approaches are operated, in order to reveal and discuss the features of today’s harm reduction. The research reveals that the variances between these two models are not any causes of real conflict in the course of the activities, rather function as a sort of variation of harm reduction activities. The fact that there are several models and approaches to harm reduction guarantees the possibility to adopt it as a measure to drug problems for various institutions and municipalities that differ from each other.

研究分野：社会学

キーワード：薬物 薬物政策 ハーム・リダクション

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究の全体構想は「近代化と薬物統制の関係」を明らかにし、それを通じて「近代における社会問題の析出過程ならびにそれに関与する知識と実践を記述すること」にある。本研究の研究代表者はそのような全体構想の下、これまで日本の覚醒剤政策の研究(佐藤, 2006a)やイギリスの薬物政策の研究(佐藤, 2006b)、またアメリカ合衆国のドラッグコートの研究(佐藤, 2003)やオランダの薬物政策の研究(佐藤, 2004)、さらに薬物政策の比較社会学的研究などを積み重ねてきた(佐藤, 2008)。

(2) それらに加え、平成 21 年度より 23 年度までの科学研究費補助金による「EU における薬物政策の成立とその立案過程に関する社会学的研究」(課題番号 21530535)により、EU における薬物問題対策(いわゆる EU アプローチ)の歴史的経緯および形式さらにはその具体的な施策としてのハーム・リダクションの導入過程について明らかにした(佐藤, 2009; 佐藤, 2010a; 佐藤, 2010b; 佐藤, 2011)。以上の研究はいずれも、薬物政策に反映されている近代化とその過程における社会問題の析出、ならびにそれに関与する知識と実践について考察する「近代化と薬物統制の関係」研究の一環として行われてきたものである。

(3) 以上の研究文脈に加え、世界的な薬物政策の傾向を合わせて考えてみると、こんにちの薬物政策とその発達過程、およびそれを可能とする思想と実践について考察するためには、ハーム・リダクションに関する思想と実践について検討する必要があることが強く示唆される。ハーム・リダクションは EU のメンバー国発祥ではあるものの、世界的にこれを採用するなどの動きが見られるからである。そこで今回はとくに、研究代表者が、平成 21 年度から 23 年度までの科学研究費補助金(上記)によるフィールド調査過程において発見した、新しく(あるいは再び)登場しつつある医療モデルをあえて「ポスト・ハーム・リダクション」と呼ぶことで区別し、現在世界を席卷しつつある公衆衛生モデルとしてのハーム・リダクションと、それを踏まえて新たに(あるいは再び)登場しつつある医療モデルとしてのポスト・ハーム・リダクションとの関係を探求することが、ハーム・リダクションとそれを一端とする薬物政策の現代的潮流を理解する一つの方法であると考えられた。

引用文献

佐藤哲彦, 2003, 「薬物政策における医療的処遇」, 日本社会病理学会第 19 回大会ラウンドテーブル『医療化のポリティックス・パート

II』, 國學院大學, 2003 年 10 月 5 日。

佐藤哲彦, 2004, 「ドラッグ使用をめぐる寛容性の社会的組織化」, 『人文知の新たな総合に向けて(21世紀COEプログラム)第二回報告書 III(哲学篇 2)』, 京都大学, 2004 年 3 月, pp.87-108.

佐藤哲彦, 2006a, 『覚醒剤の社会史 ドラッグ・ディスコース・統治技術』, 東信堂。

佐藤哲彦, 2006b, 「薬物政策における医療的処遇 「逸脱の経済化」の一局面としての「医療化」」, 森田洋司・進藤雄三編『医療化のポリティックス』, 学文社, pp.81-95.

佐藤哲彦, 2008, 『ドラッグの社会学 向精神物質をめぐる作法と社会秩序』, 世界思想社。

佐藤哲彦, 2009, 「薬物使用 刑事的悪か 公衆衛生的悪か」, 『朝日新聞』, 2009 年 11 月 5 日朝刊。

佐藤哲彦, 2010a, 「薬物依存とその精神をめぐって: 処罰と治療に響き合うもの」, 『現代思想』, 38-14, pp.106-121.

佐藤哲彦, 2010b, 「欧州における薬物問題へのアプローチ 公衆衛生問題としての薬物使用」, 『大阪保険医雑誌』(大阪府保険医協会), No.519, pp.36-41.

佐藤哲彦, 2011, 「薬物問題に対する EU アプローチと脱犯罪化統制」, 第 38 回日本犯罪社会学会大会報告, 立命館大学, 2011 年 10 月 23 日。

2. 研究の目的

(1) 以上 1 に記した背景と文脈にもとづき、本研究は平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間に、上記 1-(1)の全体構想の中で 23 年度までに達成された成果をふまえ、薬物問題対策方法の世界的潮流となっている「ハーム・リダクション」(公衆衛生モデル)と、新たに(再)登場しつつある「ポスト・ハーム・リダクション」(医療モデル)の比較検討を通して、薬物をめぐる社会問題の定義と対策の現代的傾向を明らかにすることを第一の目的とした。

(2) そしてとくに、それら 公衆衛生モデル と 医療モデル が、ハーム・リダクションをめぐる言説(=知識)上で相互にどのような関係にあり、それぞれがどのような具体的なモデル(知識)を用いて薬物嗜癖と薬物問題を記述し説明しているのかを明らかにすることにより、薬物問題とそれを対象とする薬物政策がどのようなものとして捉えられたのかを明らかにする

ことを第二の目的とした。とくに、それぞれのモデル(知識)をもとに薬物問題対策がどのように実践され、それがどのようなものとして説明されるのかに関して調査を行うことを目的とした。

(3) さらに最後に、以上により得られた知見をより一般的に論じることで、同一(と想定される)対象を異なった知識が記述し説明するといった、現代における社会問題構成過程特有の様相、とくに本研究の場合は確率論的思考(公衆衛生モデル)と決定論的思考(医療モデル)の相克を記述し、明らかにすることを第三の目的とした。

3. 研究の方法

ここでは実際の研究をどのように行ったのかということを示し、その過程でどのような方法を用いたのかについて説明しておきたい。

(1) まず何よりも重要なことは、ハーム・リダクションがどのような経緯によって成立し、それがどのようにして今回の公衆衛生モデルとして形作られたかということを確認することである。そこでまず初年度は、できるだけ幅広い文脈を保証しつつ研究を開始し、関連文献の収集などとともに、初年度の主な目的である公衆衛生モデルとしてのハーム・リダクションに関する聞き取り調査を行った。ここで「できるだけ幅広い文脈を保証」したのは、当初予想した以外の要素や条件が、公衆衛生モデルと医療モデルの相克に関係している可能性を加味する必要があったからである。したがって、まずは薬物問題を定義する知識の成立とその実践・維持過程に影響する可能性のある諸要素に関して、出来るだけ幅広く文献資料などを収集した。また2012年度の調査過程においては当初予定していたハーム・リダクション研究の編者に加え、イギリス全体の薬物政策のアドバイザーとしてイギリスにハーム・リダクション施策導入を主導した研究者本人に聞き取り調査を行った。

(2) 次に、以上のような調査研究によって明らかになった公衆衛生モデルとしてのハーム・リダクションの政策化過程において、医療モデルとしての考え方やプログラムがどのように関連してきたのか、こんにちの医療モデルのリバイバルである「ポスト・ハーム・リダクション」がどの程度浸透し影響をもっているのかなどについて、調査を行った。そもそも研究代表者が今回の課題の基となった医療モデルのリバイバルを発見したのは、ハーム・リダクションの起源であるオランダでの施策においてである。そこで、2013年度はオランダにおいてハーム・リダクションと「ポスト・ハーム・リダ

クション」について詳しい何人かの研究者・実務家に聞き取り調査を行った。それに加えて図書館やNPOなどにおいて最近のEUにおける薬物政策の動向を示す資料などを収集した。

(3) 最後に、2013年度の聞き取り調査により、公衆衛生モデルと医療モデルの相克は、その両モデルの間関係というよりもむしろ、より広いハーム・リダクションをめぐるポリティクスの一部をなしているものと考えの方が妥当であると示唆されたため、それを検証すべく、2014年度はイギリスのハーム・リダクションの現状に詳しい研究者や実務家に聞き取り調査を行った。その際とくに薬物使用者組合の世界的ネットワークのCEOからも聞き取りを行った。

4. 研究成果

上記3に示した方法と手順により行った調査研究の結果は、本研究の分析方法からすると、本来は箇条書きにすることができるようなものではない。というのも、聞き取りもまた、それを聴取した状況や文脈から離れて特定の知見を導き出すべきものではなく、むしろそれ自体がある種の言語行為として何かをしているものとして記述すべきであるからである。例えば、NPOの実務家の発言は、対象となる現象についての語りであると同時に、当該NPOの置かれた現状や目的についての語りでもある。その意味では、すでに発表した論文などが成果発表の機能を果たしているだろう。とはいえ、ここではあえて報告書としての形式にしたがって成果を要約することで、このあとに継続する研究に参考になるようにしておきたい。また最後に、今後問われるべき問題とその意義についても触れておきたい。

(1) ハーム・リダクションはそもそもは注射針交換プログラムやメタドン維持療法など幾つかのプログラムの組み合わせとされてきたが、その場合、維持療法のように医療モデル出自のものもみられる。当初は依存は「医療的な問題」とされ、例えばヘロインからメタドンへの薬物の転換が犯罪行為を減少させるとさえ論じられたからである。しかしながらハーム・リダクションの成立過程においては、公衆衛生局の活躍が指摘されるなど公衆衛生モデルにもとづき、治療という観点ではない介入を目指したものとして位置づけられてきた。しかも感染症という公衆衛生的現象の流行がその公衆衛生モデルの導入を後押しした。

(2) そしてそのような観点は現在においても、多くの研究者や実務家のなかで共有されており、また同時に、共有されているものと相互に想定されており、むしろ医療モデルでは薬物問題に対処できないという発想さ

えも共有されている。したがって研究者や実務家のなかでは 医療モデル のリバイバル、もしくは「医療化」の動きは歓迎されるものでもなく、また広く施策を見渡さないと、それが生じていることに気づかないことさえ多い。

(3) しかしその一方で、薬物依存者対策事業として営まれる NPO の活動のなかには、医療モデル により、治療と位置づけているものもある。例えば、依存者においては長期にわたる薬物使用によって脳内に変異が生じており、その具体的な症状の出現を抑えることが治療である、といった考え方などである。ただし当該 NPO で行われる薬物依存者への援助プログラムそれ自体は、実は他の組織によるハーム・リダクションと外見上区別できない。注射針交換やメタドン維持療法、ユーザースペースの提供などもやはり行われているからである。

(4) したがって、ここで見られる状況は、本研究で想定していた 公衆衛生モデル と 医療モデル がリニアな関係として相互に競争し交代するようなものというよりもむしろ、それぞれがほぼ同様の施策やプログラムの下に潜在化して、それぞれの施策の正当化を行っている形になっている。それぞれのプログラムはそれぞれの視角からは合理的なものと説明されるのである。とはいえ、医療モデル のリバイバルに関しては、警鐘を鳴らしたり注意を喚起する実務家や研究者もいることから、医療モデル それ自体のリバイバルはいくつかの局面で認められ、また注意されているものでもある。しかしながらそれらと同じハーム・リダクションのなかに取り込み、巻き込んで活動が進行しているということは、それらある種相克するものが共存することそれ自体が特定の機能を果たしていると考えられる。

(5) 一方、そもそも 公衆衛生モデル そのもの、すなわち公衆衛生という発想によってハーム・リダクションが成立したとする見解そのものが、ある種の再構築もしくは再創造であるとする見解もある。ハーム・リダクションはそもそもは薬物使用者たち自身によるセルフヘルプ的な生存技法であったものが、制度化されたものだ、とする見解がそれである。これは薬物使用者組合などのネットワークでしばしば語られる見解であり、この観点に立てば、公衆衛生モデル それ自体も含め、ハーム・リダクションとは何かということをめぐるのは幾つかの水準で、特有のポリティクスが認められることになる。とはいえ、ハーム・リダクションが薬物使用者たち自身によって作り出されたものという見解もまた、結果的に薬物依存者に対して何らかの機能を果たしていると考えられる。

(6) 以上の個別的結果を総合すると、公衆衛生モデル と 医療モデル の相克に見えるものは、ハーム・リダクションというより広い施策とその文脈を支える機能を果たしており、相克や共存そのものが施策を維持可能にしていることである。観察の限り、確率論的モデル のある特定の部分は 決定論的モデル に置換可能である(もちろん全てではない)。そのように モデル のある部分が環境や条件に応じて交換可能であることが、ハーム・リダクションそのものの利用可能性を保証するとともにその強さともなっており、それがゆえに、多くの国でそれぞれわずかに異なった観点で導入され維持されていると考えられる。

(7) 以上明らかになったことに関連して、いまだ解明されていない問いとして、薬物使用者たちのネットワークの問題がある。我が国でも薬物使用を処罰よりもリハビリテーションへと進める動きが制度化され盛んになりつつあるが、そこで重要な役割を果たしているのは DARC など(元)当事者のリハビリテーション活動である。とすれば、当事者の活動とその機能を、我が国で主流であるような制度化された状況とは別の角度から研究することは、薬物政策とその意味をめぐる問いに対して、大きな貢献をするものと考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 6 件)

佐藤哲彦、「製薬化時代の薬物と薬物問題」、『臨床心理学』、査読無、14(5)、2014、737-744

佐藤哲彦、「「抑圧」から「管理」へ薬物政策の向こうに透けて見える未来」、『シノドス』、査読無、149号、2014、29-46

佐藤哲彦、「世界の潮流は使用容認へ薬物規制は現実路線にシフト」、『週刊エコノミスト』、査読無、4336、2014、96-97

佐藤哲彦、「麻薬(世界史に学ぶ経済)」、『週刊エコノミスト』、査読無、4331、2014、81

佐藤哲彦、「薬物をめぐって世界はゆっくりと回る 薬物戦争とハーム・リダクションの間で」、『シノドス』(ウェブ・マガジン)、査読無、2014.1.21、2014、1-6

佐藤哲彦、「薬物問題に対する欧州アプローチと脱犯罪化統制の現在」、『犯罪社会学研究』、査読有、38、2013、217-230

[学会発表](計 1 件)

佐藤哲彦, 「薬害の一般性とその概念化
における課題をめぐって」, 関西社会学
会第 66 回大会, 2015 年 5 月 23 日, 立命
館大学 (京都府)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

取得状況 (計 0 件)

〔その他〕

薬物をめぐって世界はゆっくりと回る
薬物戦争とハーム・リダクションの間で
<http://synodos.jp/society/6754>
上記 URL はシノドスに発表した論考の URL で
ある。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 哲彦 (SATO, Akihiko)

関西学院大学・社会学部・教授

研究者番号: 20295116

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし